

第4-2-(25)資金決済に関する法律に基づく供託(第二種・第三種資金移動業者(一部保全契約・信託契約、一部金銭の供託))

第三号様式(第13条第1項関係) 営業保証金の金銭供託の供託書

供託書・OCR用 (営業保証)		<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除	係員 受付 印	調査	記録	頁 /	(第3号様式 印供第33号)																																										
申請年月日	令和〇年〇月〇日		法令条項		資金決済に関する法律[第44条/第45条第1項/第44条,第45条第1項]																																												
供託所の表示	〇〇法務局		供託の原因たる事実 供託者は、資金移動業者であるが、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間における各営業日の「第二種資金移動業/第三種資金移動業」に係る要履行保証額の最高額が金2億円であったので、金2億円以上を履行保証金として供託すべきところ、供託者は、[〇〇との間で保全金額を1億円とする供託に代わる履行保証金保全契約を締結している/〇〇との間で信託財産の額を1億円とする供託に代わる履行保証金信託契約を締結している/〇〇との間で保全金額を5000万円とする供託に代わる履行保証金保全契約を締結しており、かつ、〇〇との間で信託財産の額を5000万円とする供託に代わる履行保証金信託契約を締結している]ので、当該金額との差額に相当する金1億円を履行保証金として供託する。																																														
供託者の住所氏名	住所 甲県乙市丙町二丁目2番2号																																																
	氏名・法人名等 <table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>甲</td><td>山</td><td>商</td><td>事</td><td>株</td><td>式</td><td>会</td><td>社</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 代表者等又は代理人住所氏名 代表取締役 甲山太郎							甲	山	商	事	株	式	会	社																																		
甲	山	商	事	株	式	会	社																																										
官及片の件名称	〇〇財務局長 (〇〇財務局登録番号 第〇号)																																																
備考																																																	
供託金額	<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td></td><td></td><td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 年 月 日				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円					1	0	0	0	0	0	0	0	0	(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。 2. 本供託書は折り曲げないでください。																				
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																					
				1	0	0	0	0	0	0	0	0																																					
供託者氏名	<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>コ</td><td>ウ</td><td>ヤ</td><td>マ</td><td>シ</td><td>ヨ</td><td>ウ</td><td>シ</td><td>カ</td><td>フ</td><td>シ</td><td>キ</td><td>カ</td><td>イ</td><td>シ</td><td>ヤ</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>							コ	ウ	ヤ	マ	シ	ヨ	ウ	シ	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ																										
コ	ウ	ヤ	マ	シ	ヨ	ウ	シ	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ																																		

(注) 資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受ける第三資金移動業者が供託する場合には、「法令条項」欄に「第45条の2第1項」と併記する。